

独立行政法人水資源機構分任契約職  
関西・吉野川支社長 木下 昌樹  
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 高見機場予備発電設備用燃料購入(単価契約)(オープンカウンタ方式による)  
2 業 務 場 所 大阪府大阪市此花区高見1-10-46 高見機場  
3 業 務 期 間 契約締結の翌日 から 令和7年3月31日  
4 内 容 等 高見機場予備発電設備用燃料購入(単価契約)

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品等の製造又は販売の業種区分「燃料、潤滑油、油脂類(販売)」の認定を受けており、営業品目の「重油」に登録されている者。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。
- 2) 提 出 方 法 FAX、持参又は郵送による。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
- 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和6年4月23日 10:00 まで
- 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社淀川本部  
FAX番号 06-6763-5221
- 5) 担 当 者 総務課 川本
- 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和6年4月16日 17:00 まで
- ※質問の回答については、令和6年4月17日 17:00までにHPに掲載します。
- 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
- 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和6年4月26日 10:00までとします。
- 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(軽減税率を適用する品目については108分の100を考慮)を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額(軽減税率を適用する品目については108分の8に相当する額)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。

高見機場予備発電設備用燃料購入（単価契約）

仕 様 書

令和6年4月

独立行政法人水資源機構

関西・吉野川支社淀川本部

## 第1条 適用範囲

この仕様書は、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社淀川本部（以下「発注者」という。）が発注する高見機場予備発電設備用燃料購入（単価契約）（以下「本業務」という。）に適用する。

## 第2条 概要

本業務は、関西・吉野川支社淀川本部中津川管理室が管理している、高見機場の予備発電設備用地下タンクへの燃料供給を行うものである。

(1) 地下タンクへの給油（A重油）

## 第3条 仕様書等の遵守等

受注者は、本業務に係る燃料供給単価契約書（以下「契約書」という。）に基づくほか、この仕様書に基づいて本業務を実施しなければならない。

## 第4条 納入場所

納入場所は、次のとおりとする。

(1) 地下タンク・・・・・・・・・・以下に示す場所に納入

① 高見機場・・・・・・・・大阪府大阪市此花区高見一丁目10番46号

(タンク容量10,000L 給油口径 655mm)

## 第5条 契約期間及び納入期間

契約期間は、契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

## 第6条 規格及び予定数量

別紙予定数量表の通りとする。ただし、予定数量、1回あたり給油量はあくまでも当方で予定した数量であり、確約する数量ではない。

なお、1回あたり最低給油量は2,000Lを目安とする。

## 第7条 納入期限

発注者が注文する燃料の納入日時については、注文時に発注者と協議するものとする。

なお、納入日時は原則平日昼間(9:00-17:00)とするが、地震又は風水害等による防災体勢時は、協議により平日昼間以外に納入することができるものとする。

## 第8条 担当職員

1. 発注者は、主任担当職員及び担当職員（以下「担当職員等」という。）を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。
2. 担当職員等は次に掲げる権限を有する。
  - (1) 発注者の意図するものを実施させるための受注者に対する指示
  - (2) 契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾、回答
  - (3) 契約の履行に関する受注者との協議

(4) 契約の履行確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他履行状況の調査

#### 第9条 燃料供給の方法

発注者は、受注者へ電話・FAX・又はメール等で燃料を注文し、受注者は、発注者が指示する場所、日時、数量のとおり供給するものとする。また、受注者は、供給が終了したときは、供給年月日、品名、数量を記載した供給伝票（様式任意）を作成のうえ、担当職員等に交付するものとする。

#### 第10条 代金の支払

1. 受注者は、発注者の依頼毎に供給した数量を取りまとめ、発注者に請求するものとする。
2. 発注者は、請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

#### 第11条 契約金額の変更

1. この契約の締結後において、市場価格の変動により、契約内容が著しく不適當となったときは、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更することができる。
2. 前項の契約単価変更の協議の申し出は、契約単価を変更しようとする月の初日の3日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）前までにしなければならない。

#### 第12条 立会による確認

受注者は、燃料供給時について、担当職員等の立会による確認を受けなければならない。この際、規格（粘性も含む。）、納入数量を確認できる書面を担当職員等へ提出しなければならない。

#### 第13条 安全管理

受注者は、危険物取扱いにあたっては、引火等の重大な事故等が発生しないように慎重かつ適正に納品することとし、安全管理に万全を期さなければならない。

#### 第14条 災害時の優先供給

災害時における施設の危機管理上、受注者は燃料等の枯渇が予想される場合には、機構施設へ優先的に供給できるよう燃料等確保に努めるものとする。

#### 第15条 疑義等

仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者において協議して決定するものとする。

## 予定数量表

燃料

品名	規格	単位	数量	備考
A 重油	LS	L	6,000	地下タンク用 2,000×3回

## 見積書作成時の注意事項

- ・ 本件は単価での契約となるため、「単価（税抜）」および「総価（税抜）（予定数量×単価）」を見積書にご記載ください。
- ・ 次ページに参考として見積書の様式を添付しておりますが、上記記載事項があれば独自の様式でも問題ございません。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

関西・吉野川支社長 木下 昌樹 殿

住 所

会 社 名

代 表 者 氏  
名

印

見 積 書

品名	規格	単位	予定数量【A】	単価（税抜）【B】	総価（税抜）【C】
A重油	LS	L	6,000		

※太枠の「単価【B】」および、「総価【C】（予定数量【A】×単価【B】）」をご記入ください。

## 見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社 淀川本部 総務課 川本 宛			
	電話番号	06-6763-5182	FAX番号	06-6763-5221
発信者 (※必須)	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
件 名	見積依頼書の交付受領書			
<p>以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。</p> <p>○見積依頼件名 高見機場予備発電設備用燃料購入(単価契約)(オープンカウンタ方式による)</p> <p>○くじ用数値 くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 300px; height: 30px; margin: 10px auto; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 100px; height: 100%;"></div> <div style="width: 100px; height: 100%;"></div> <div style="width: 100px; height: 100%;"></div> </div> <p>○見積辞退について 見積依頼書等の交付受領書を提出後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p> <p>○同方式の承諾 「関西・吉野川支社淀川本部におけるオープンカウンタ実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 承諾する</p>				



## 高見機場予備発電設備燃料購入の供給単価契約書

独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社淀川本部（以下「発注者」という。）と  
（以下「受注者」という。）は、高見機場予備発電設備燃料（以下「燃料」という。）  
の供給に関し、次のとおり単価契約を締結する。

### （総 則）

第1条 受注者は、発注者の依頼する燃料を別表「高見機場予備発電設備燃料単価表（以下、単価表という。）」にもとづき、発注者の指定する場所において供給するものとする。

### （契約期間）

第2条 契約期間は、契約締結の翌日から令和7年3月31日までとする。

### （燃料の品名）

第3条 受注者が、発注者に供給する燃料の品名、規格及び単価並びに供給の方法については、別紙仕様書及び単価表によるものとする。

### （発注の方法）

第4条 発注者は、受注者に燃料を発注するときは、発注者の指定する場所において受注者が発行する給油伝票に記入し、確認のうえ行うものとする。

### （代金の支払）

第5条 受注者は、発注者の依頼毎に供給した数量を取りまとめ、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、請求書を受領した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

### （権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を発注者の承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は担保に供することはできない。

### （談合等不正行為があった場合の違約金等）

第7条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者

の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
  - 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（事情変更による契約の変更）

- 第8条 この契約の締結後において、市場価格の変動により、契約内容が著しく不適當となったときは、発注者と受注者が協議の上、契約内容を変更することができる。
- 2 前項の契約単価変更の協議の申し出は、契約単価を変更しようとする月の初日の3日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）前までにしなければならない。

(契約の解約)

第9条 発注者又は受注者が、契約期間内に本契約を解約するときは、1カ月前に相手方に解約の通知をしなければならない。ただし、次の各号の1に該当する場合は、相手方に通知をして本契約を解約することができる。

- 一 受注者が、理由なく給油に応じないとき、給油を著しく遅滞させたとき、又は燃料等の品質等が第3条に定める規格に合わないとき。
  - 二 受注者が、受注者の責めに帰すべき理由により発注者の指定する期限までに燃料等の供給をする見込みがないと明らかに認められたとき。
  - 三 受注者が正当な理由なしに契約の解約を申し出たとき。
  - 四 受注者が発注者の承認を受けないで契約の履行を第三者に譲渡し、又は委託したとき。
- 2 発注者は、前各号により損害を受けたときは、受注者に対してその賠償を請求することができる。

(その他)

第10条 本契約に定めのない事項又は各条項に疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印して各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 大阪府大阪市中央区上町A番12号  
独立行政法人水資源機構 分任契約職  
関西・吉野川支社長 木下 昌樹 印

受注者

印

高見機場予備発電設備燃料単価表

燃料等の規格及び単価（税抜）は、次のとおりとする。

（単位：円）

品名	規格	単位	数量	単価（税抜）	備考
A重油	L S	L	1		